

平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれた世帯が対象です！



# 子育てファミリー支援事業



～ 【一時預かり事業】の保育料を助成します ～

<対象者> ※以下のすべての要件に該当する方

- (1) 潟上市に住民登録していること
- (2) 平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれ、その子を含む3人以上の子どもを養育していること
- (3) 就学前の子を養育していること

<事業内容>

- 一時預かり事業の保育料を助成します。

<助成額>

- 各年度、1世帯につき15,000円

<対象施設>

園名	所在地	TEL
天王こども園	天王字持長根 116-1	018-853-8277
出戸こども園	天王字北野 231-2	018-878-4420
昭和こども園	昭和大久保字堤の上 1-3	018-838-0140
若竹幼児教育センター	飯田川下虻川字八ツ口 80	018-877-4050
追分保育園	天王字追分西 121	018-873-5159

【受け入れについては、事前に各施設へお問い合わせください】

<申請方法等>

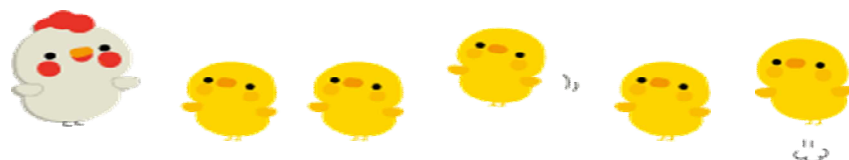
- 一時預かり利用後、利用料を全額支払った後、申請書等を子育て応援課へ提出してください。年間上限額の範囲内であれば何度でも申請可能です。申請後、助成が決定した場合には、市から交付決定通知書を送付します。

- 必要書類：潟上市子育てファミリー支援事業助成金交付申請書  
振り込み先の通帳の写し（見開き部分）  
一時預かり領収書の写し

- 申請期限：利用した年度の年度末となります。

※こちらから通知等はいたしませんので利用後は忘れずに申請してください。

※申請がない場合は助成の対象となりません。



<問い合わせ先>

潟上市役所 福祉保健部 子育て応援課：018-853-5362（直通）